

(平成23年9月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成16年1月から18年1月までを24万円、同年2月から同年12月までを26万円、19年1月を24万円、同年2月から同年8月までを26万円、同年9月から20年1月までを24万円、同年2月から同年8月までを26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を平成19年12月28日は20万円、20年12月26日は11万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年6月1日から20年9月1日まで
② 平成19年12月28日
③ 平成20年12月26日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①についての標準報酬月額の記録は実際の報酬月額約26万円と相違しているため、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。また、申立期間②及び③に賞与が支給されたが、これが年金記録に反映されていないため、標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特

例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①のうち、給与明細書等において確認及び推認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成16年1月から18年1月までは24万円、同年2月から同年12月までは26万円、19年1月は24万円、同年2月から同年8月までは26万円、同年9月から20年1月までは24万円、同年2月から同年8月までは26万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②及び③について、A社が提出した給与明細書から、申立人は、厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の給与明細書から、申立期間②に係る標準賞与額は20万円、申立期間③に係る標準賞与額は11万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②及び③の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成14年9月、同年11月、15年8月、同年9月及び同年12月については、給与明細書により、申立人の保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録上の標準報酬月額と同額又は低額であることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(特例法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成 14 年 6 月から同年 8 月までの期間、同年 10 月、同年 12 月から 15 年 7 月までの期間、同年 10 月及び同年 11 月については、申立人は給与明細書等の資料を保有しておらず、A社は、当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料等を得ることができない。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に、また、B事業所における資格喪失日に係る記録を49年1月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を6万8,000円、申立期間②の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

申立期間①はA事業所（現在は、C事業所）に、申立期間②はB事業所（現在は、D事業所）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。当該期間に勤務していたのは間違いないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C事業所は、申立人が当該期間に勤務していたと証言している。

また、A事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者整理番号の前後50人（計100人）のうち、申立人の資格喪失日の前後2年以内（計4年間）に資格喪失した者の喪失日を確認したところ、月末日が喪失日とされている者はほとんどいないことから、同院において月末に退職した者については、翌月1日を資格喪失日とする取扱いが行われていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人はA事業所に昭和46年3月31日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和46年2月のオンライン記

録から、6万8,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間にB事業所に勤務していたことが確認できる。

また、B事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者整理番号の前後50人（計100人）のうち、申立人の資格喪失日の前後2年以内（計4年間）に資格喪失した者の喪失日を確認したところ、月末日が喪失日とされている者はほとんどいないことから、同院において月末に退職した者については、翌月1日を資格喪失日とする取扱いが行われていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人はB事業所に昭和48年12月31日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和48年11月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①及び②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年4月1日及び49年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを46年3月31日及び48年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る46年3月及び48年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録については、事後訂正の結果、14万2,000円とされているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間のうち平成18年8月1日から同年9月1日までの期間について、19万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月1日から18年9月1日まで
申立期間のA社での標準報酬月額の記録が、実際の総支給額と相違しているため、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

オンライン記録によれば、申立期間の標準報酬月額は、当初11万8,000円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月1日に14万2,000円に訂正されたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づ

く保険給付は行わないとされていることから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額、当初記録されていた標準報酬月額（11万8,000円）となっている。

しかしながら、申立期間のうち、平成18年8月1日から同年9月1日までの期間について、申立人及び事業主から提供があった給与明細書から、標準報酬月額20万円に相当する報酬月額の支払を受け、標準報酬月額19万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、申立人から誤った額の保険料を控除したことを認めている上、申立人の主張に基づく保険料を社会保険事務所（当時）に納付していないと回答しており、また、申立人の標準報酬月額の訂正に係る算定基礎届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成17年9月1日から18年8月1日までの期間については、給与明細書により、オンライン記録の標準報酬月額は、申立人の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額となっていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から23年1月1日まで
② 昭和45年10月1日から47年8月1日まで

私は、申立期間①はA社（現在は、B社）に、申立期間②はC社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が提出した工員台帳の記録から、申立人は、昭和17年6月1日から22年4月15日までの期間については同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、財団法人D共済組合は、厚生年金保険（当時は労働者年金保険）制度開始以前から、独自に年金事業を行っており、昭和17年6月の労働者年金保険法施行の際、同共済組合の組合員であった者は、労働者年金保険法適用除外申請を行うことにより、引き続き共済組合員の資格を有することができることとされていたところ、同共済組合に保管されている労働者年金保険法適用除外申請書の名簿に申立人の氏名を確認できることから、申立人は、当時、引き続き同共済組合員としての身分を有していたものと考えられる。

ただし、この取扱いは、昭和23年8月に廃止され、同年8月以降もA社に勤務する者は17年6月に遡って厚生年金保険の被保険者となることとされているが、申立人は22年4月に退職していることから、申立人については厚生年金保険の適用は無かったものと認められる。

また、申立期間①のうち、昭和22年4月16日から23年1月1日までの期間については、A社には申立人が同事業所に在籍した記録が無く、申立人の勤務の実態は確認できない上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

一方、申立期間②については、C社の当時の同僚が、申立期間のみに同事業所に勤務していた申立人について、「申立人と一緒に勤務した。」と供述していることから、申立人が当該期間において同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社に季節労働者として勤務した者の中に、申立期間に厚生年金保険の加入記録のある者はいない上、「当時、C社に、季節労働者として毎年勤務しており、年により勤務しないことは無かった。」と供述している同僚についても、申立期間に厚生年金保険の加入記録は無い。

また、申立人は、申立期間においては国民年金の被保険者であり、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことが確認できる上、昭和45年1月1日から平成5年12月15日までE市で国民健康保険に加入しており、申立期間は国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 2 月 1 日から 34 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 2 月 1 日から 58 年 3 月 31 日まで A 社の B 部に継続して勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。

厚生年金保険の加入については、当時密接な関係があった C 社 D 工場（現在は、E 社）となっているかもしれないが、申立期間に A 社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管している申立人の従業員名簿によると、申立人は昭和 30 年 8 月 5 日から 34 年 2 月 28 日まで臨時職員として当該事業所に勤務し、同年 3 月 1 日に正規職員として採用され、F 部勤務を命ぜられたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A 社は、昭和 36 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、適用事業所ではないことが確認できる。同僚の厚生年金保険の記録及び証言から、申立期間当時、A 社の従業員は、当該事業所と密接な関係があった C 社 D 工場において、厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことが推認できる。

しかしながら、E 社は、申立期間当時の厚生年金保険の加入基準について、試用期間の従業員や臨時社員については、厚生年金保険に加入させていなかったと回答しており、A 社は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、申立人の給与から保険料は控除していないと回答している上、申立人と同時期に A 社の正規職員採用試験を受け合格した申立人を含む 8 人は、いずれも試用期間や臨時職員の期間を経て、申立人と同日の昭和 34 年 3 月 1 日に

C社D工場において厚生年金保険被保険者資格を取得していることなどから、申立期間当時、C社D工場は、A社の従業員について、試用期間の従業員や臨時職員については厚生年金保険に加入させておらず、申立期間について、A社は申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかったと考えるのが自然である。

また、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立期間のC社D工場に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は確認できず、同名簿の整理番号に欠落は無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 7 月 31 日から 33 年 4 月 1 日まで
年金事務所の記録によると、A社B工場（現在は、C社D工場）を退職後、脱退手当金を支給したことになっているが、脱退手当金を請求した記憶が無いので、申立期間について脱退手当金を受給していないものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の前後 50 人（申立人を含め、計 101 人）を調査したところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から前後 2 年以内に資格喪失した女性で、当該事業所の退職時に脱退手当金の受給資格を有する 15 人のうち、申立人を含む 14 人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、C社D工場は、「当時多くの従業員が、退職後厚生年金保険を脱退して、一時金をもらっていたと聞いている。」と回答しており、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人がその当時脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱手 33. 10. 1」の記載が確認できる。

このほか、申立人から聴取しても、5、6年前に脱退手当金という制度を初めて知ったので、当時脱退手当金を請求したはずは無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 25 日から 5 年 7 月 1 日まで
私は、平成 3 年 3 月 25 日から 14 年 4 月 1 日まで A 社に勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所有する申立人名義の銀行の通帳記録に A 社からの給与の振込が確認できることから、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人の夫に係るオンライン記録によると、申立人は、申立期間より前の平成 2 年 2 月 2 日に夫の健康保険被扶養者として認定され、申立期間の終期近くの 5 年 5 月 27 日まで継続して同被扶養者であったことが確認できる上、申立人の厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人から提出された申立人名義の銀行の通帳記録からは、申立期間における申立人の厚生年金保険料が控除されたことがうかがえる出納記録は確認できない。

また、A 社は、申立人の厚生年金保険の資格取得及び保険料の控除等について、「当社は申立期間当時、本人の希望を聞いて厚生年金保険に加入させるか否かを決めていた。申立人については、年金事務所の記録どおりの届出を行った。」「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料については、控除も納付もしていない。」旨回答している。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 901

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間にA社（勤務地は、B市のC店）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。

申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間のうち昭和 42 年 4 月から同年 10 月までA社（勤務地は、B市のC店）に勤務していたことは、申立人がその後に記載した履歴書及び同僚の証言から推認できる。

しかしながら、A社は申立人の勤務期間及び申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを確認できる人事記録や給与台帳等の関連資料を保管しておらず、当時の事務担当者も不明のため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等に関する証言は得られない。

また、申立人が名前を挙げた同僚からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、昭和 28 年 3 月 1 日から 43 年 4 月 13 日までの間の厚生年金保険被保険者資格の取得者の中に、申立人の氏名及び申立人が名前を記憶している同僚の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠落は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月1日から34年8月1日まで
申立期間について、給与が下がった記憶は無いのに年金記録では下がっている時期がある。下がった事情が分からず、記録に納得がいかないので調べてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社(現在は、B社)C支店における申立期間の標準報酬月額が実際の総支給額より低く記録されていると申し立てている。

しかしながら、B社が提出した人事記録を見ると、申立人の給与は、昭和31年4月1日時点で1万2,900円、32年4月1日時点で1万5,100円、33年4月1日時点で1万6,800円と記載されており、オンライン記録にある申立期間に係る標準報酬月額より低額又は同額であることが確認できる。

また、B社の回答では、昭和29年の定時決定において、申立人の標準報酬月額がこれまでの1万円から約2倍の1万8,000円(当時の最高等級)に増えており、申立人と同時期に入社した本社の社員の標準報酬月額(最高1万2,000円)と比べてもかなり高額であることから、原因は不明であるが、29年の定時決定において、申立人の標準報酬月額が急激に最高等級まで上昇したために、31年の定時決定で正しい標準報酬月額が記録された際に下がったように見えているのではないかとしている。

さらに、申立期間当時、A社C支店に勤務していた同僚からも申立内容を裏付ける証言は得られず、同僚の申立期間に係る標準報酬月額の推移を調査した結果、申立人と同様に推移している者が複数見られ、申立人の標準報酬

月額のみが同僚の取扱いと異なる事情は見当たらない。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月1日から34年12月1日まで
申立期間について、給与が下がった記憶は無いのに年金記録では下がっている時期がある。下がった事情が分からず、記録に納得がいかないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社（現在は、B社）C支店における申立期間の標準報酬月額が実際の総支給額より低く記録されていると申し立てている。

しかしながら、申立人は、控除された厚生年金保険料額を確認できる資料を保管していない上、B社は、「申立人に係る当時の資料は残っておらず、申立人の標準報酬月額の推移は不明である。」と回答しているため、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について、確認することができない。

また、B社の回答では、昭和29年の定時決定において、申立人の標準報酬月額がこれまでの9,000円から約2倍の1万6,000円に増えており、申立人と同時期に入社した本社の社員の標準報酬月額（最高1万2,000円）と比べてもかなり高額であることから、原因は不明であるが、29年の定時決定において、申立人の標準報酬月額が急激に最高等級まで上昇したために、31年の定時決定で正しい標準報酬月額が記録された際に下がったように見えているのではないかとしている。

さらに、申立期間当時、A社C支店に勤務していた同僚からも申立内容を裏付ける証言は得られず、同僚の申立期間に係る標準報酬月額の推移を調査した結果、申立人と同様に推移している者が複数見られ、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なる事情は見当たらない。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事

情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。